



平成25年6月26日

## 各 位

会社名 日本ユニシス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 黒川 茂  
(コード番号 8056 東証第1部)  
問合せ先 広報部長 林 幸彦  
(TEL 03-5546-7404)

### 当社ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権、また当社子会社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集すること等につき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### I. 当社取締役および執行役員に対し新株予約権を発行する理由、ならびに当社子会社取締役および執行役員に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とする。

#### II. 当社取締役および執行役員に対する新株予約権の発行要領

- 新株予約権の名称 日本ユニシス株式会社第2回①新株予約権（株式報酬型）
- 新株予約権の総数 1,898 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少した場合は、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

※ 募集新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる募集新株予約権の数

割当対象者	人数	割り当てる募集新株予約権の数
当社取締役（社外取締役を除く）	6名	754個
当社執行役員	16名	1,144個
合計	22名	1,898個

#### 3. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎

数値に基づき算定した 1 株当たりのオプション価格 (1 円未満の端数は四捨五入) に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1 株当たりのオプション価格 ( $C$ )
- (2) 株価 ( $S$ ) : 平成 25 年 7 月 12 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格 ( $X$ ) : 1 円
- (4) 予想残存期間 ( $T$ ) : 2.21 年
- (5) 株価変動性 ( $\sigma$ ) : 2.21 年間 (平成 23 年 4 月 12 日から平成 25 年 7 月 12 日まで) の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 ( $r$ ) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り ( $q$ ) : 1 株当たりの配当金 (平成 25 年 3 月期の実績配当金) ÷ 上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 ( $N(\cdot)$ )

4. 新株予約権の割当日 平成 25 年 7 月 12 日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成 25 年 7 月 12 日

### III. 当社子会社取締役および執行役員に対する新株予約権の発行要領

- 1. 新株予約権の名称 日本ユニシス株式会社第 2 回②新株予約権 (株式報酬型)
- 2. 新株予約権の総数 714 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかつた場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少した場合は、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

※ 募集新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる募集新株予約権の数

割当対象者	人数	割り当てる募集新株予約権の数
ユニアデックス株式会社 取締役 (社外取締役を除く) および執行役員	8 名	456 個
株式会社ネットマークス 取締役 (社外取締役を除く) および執行役員	5 名	258 個
合 計	13 名	714 個

3. 新株予約権の払込金額 募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

4. 新株予約権の割当日 平成 25 年 7 月 12 日

#### IV. 日本ユニシス株式会社第 2 回①新株予約権（株式報酬型）および日本ユニシス株式会社第 2 回②新株予約権（株式報酬型）に共通する発行要領

##### 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

##### 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

##### 3. 新株予約権を行使することができる期間

平成 26 年 7 月 1 日から平成 56 年 6 月 30 日まで

##### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

##### 5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

##### 6. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2) 又は (3) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

7. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記IV-1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記IV-3.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記IV-3.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記IV-4.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記IV-6.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記IV-9.に準じて決定する。

8. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 9. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は業績評価期間である平成 26 年 3 月 31 日まで継続して、当社または当社子会社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあることを要する（死亡等による地位喪失の場合を除く）。
- (2) 新株予約権者は、平成 26 年 7 月 1 日から、新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して 10 年が経過する日、または新株予約権を行使することができる期間の最終日のうち、いずれか早く到来する日まで、新株予約権を行使することができる。

### 【ご参考：業績に応じた行使可能個数】

平成 26 年 3 月期の連結当期純利益が、期初計画値（7,000 百万円）どおりに達成され、且つその他条件が満たされた場合を 100% として計画達成率を算出し、その達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を 0～200% の範囲内で変動させる。なお、甲は乙に、計画達成率が 200% の場合に相当する新株予約権を一旦付与するものの、実際の達成率に応じて、権利行使可能分以外の新株予約権は全て失効するものとする。

以上